

令和 7 年度大気環境研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

我が国においては、様々な大気汚染公害等への対応の過程において、国や地方公共団体等により各種の法制度及び施策が体系的に整備、実施されてきたところであるが、今日においても、微小粒子状物質による健康影響や大気汚染防止法に反する不適正事案の発覚など、新たな課題も顕在化している。このような背景から、本研修は、国及び地方公共団体等において大気環境保全業務を担当している職員が、大気環境保全行政に係る基本的な考え方や昨今の情勢を踏まえた対応手法等の業務遂行に必要な専門的知識を習得するとともに、研修生間の交流を通じて相互の啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

2. 概要

本研修は、期間内に講義動画を全て視聴し、指定された日時に環境調査研修所に集合し実施する。

また、カリキュラムの一部に含まれている講義動画については、環境調査研修所において開催する集合研修に参加できないことから動画配信を行う講義の視聴のみを希望する者（以下「動画視聴希望者」という。）に対しても公開する。詳細については「14. 動画視聴のみを希望する場合」を参照。

※以下「研修」「研修生」とは動画視聴及び集合研修両方に参加する者を前提とし、講義動画視聴のみの場合は研修としては取り扱わない。

3. 期間及び会場

(1) 期間

会場に集合する期間：令和 7 年 8 月 27 日（水）～ 8 月 29 日（金）

講義動画視聴期間：令和 7 年 7 月 25 日（金）～ 8 月 26 日（火）（予定）

※講義動画は、YouTube環境調査研修所公式チャンネルにアクセスし視聴していただきます。

※会場に集合する期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 会場

環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木 3-3

TEL 04(2994)9766

4. 教科内容

4 ページのとおりとする。

5. 研修予定人員 90 名

6. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 国及び地方公共団体等において大気環境保全等業務を担当している職員又は環境省において実務修習中の環境行政実務研修生

(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者

(3) 所属長の推薦を受けた者

(4) YouTube環境調査研修所公式チャンネル(※)へのアクセスが可能な者

(※) <https://www.youtube.com/channel/UC90NhGSbfgGJ9MS2nLCFglQ>

7. 研修生の推薦方法

研修生を推薦する場合は、別紙1「被推薦者名簿」を、令和7年5月30日（金）までに必着するよう環境調査研修所に提出すること。

なお、2名以上推薦する場合、被推薦者名簿に推薦希望の順位を示すこと。

【提出先】教務課：KYOMU_KA@env.go.jp

8. 被推薦者が定員を超えた際の調整方法

- ・同じ推薦機関で2名以上の希望があった場合、推薦希望順位を留意し、調整する場合がある。
- ・定員を超えた場合、地方公共団体を優先する場合がある。
- ・調整に当たっては、過去の受講実績などを考慮する。

9. 行政事例の作成

研修生が日々抱えている問題事例を共有し、事例と問題の理解を深め、情報を交換し、問題解決の糸口を探る等により、今後の業務遂行に資するとともに、研修生相互の啓発、交流を図ることを目的として、行政事例研究を実施する予定である。研修生決定後に、研修生に様式を送付するため、指示に基づき作成した行政事例を期日までに環境調査研修所宛て提出させること。なお、詳細や〆切等については別途連絡する。

10. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、7の推薦に基づいて研修生を決定のうえ、推薦者にその旨を通知する。

なお、定員超過等により研修生として決定されなかった被推薦者に対しても、14. 動画視聴のみ希望する場合と同様に、講義動画視聴のURLを送付する。

11. 修了証書の交付

- ・受講の状態（修了または未修了）については、研修終了後所属長に通知する。なお、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した場合に修了とする。

※講義動画の視聴確認はアンケートへの回答により行う。アンケートは令和7年8月26日（火）までに教務課：KYOMU_KA@env.go.jpへ電子メールにて送付すること。

- ・修了した場合、修了証書（電子データ）を交付する。

12. 経費

往復に必要な旅費及び滞在費は所属長の負担とする。ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

13. 日程について

別添2「令和7年度大気環境研修日程表」のとおり。

14. 動画配信を行う講義のみ視聴を希望する場合

6. 研修を受ける資格（1）、（4）を満たす者であって被推薦者でない者のうち、都合により集合研修に参加できないが、本研修で動画配信を行う講義（対象講義は4ページに記載）の視聴を希望する者がいる場合は、別紙2「動画視聴希望者登録表」を令和7年5月30日（金）までに必着するよう提出すること。

【提出先】教務課：KYOMU_KA@env.go.jp

動画視聴期間は、3（1）に記載の講義動画視聴期間と同様とし、動画視聴希望者の定員は設けない。講義動画のURLは、別紙2で登録のあった動画視聴希望者宛に後日連絡する。なお、講義動画視聴のみの場合は研修としては取り扱わないため、11.に記載の修了の状態の通知は行わないが、動画視聴者は後日送付するアンケートに回答し、指定する期日までに教務課（KYOMU_KA@env.go.jp）に提出すること。

15. その他

「研修受講ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報）を環境調査研修所ホームページ（<https://neti.env.go.jp/train/guidebook.html>）に掲載しておりますので、ご参照ください。

＜大気環境研修教科内容＞（都合により変更する可能性があります）

*①②③④⑦⑩の講義は動画配信により実施します。指定の期間内に、講義動画を各自で視聴し受講してください。

実施要綱14.により登録いただく動画視聴希望者は、①②③④⑦⑩のみ動画にて受講可能です。

教科目

時間

I 大気環境行政を巡る課題と基本的な考え方を理解する。

- *① 大気環境行政の現状と課題（新たな規制（有害物質・水銀）を中心に）
我が国の大気環境保全行政のうち、有害大気汚染物質や水銀対策などを中心に現状と今後の課題、対策について理解を深める。 1.5
- *② 我が国の大気環境問題の系譜
我が国における大気汚染を中心とした公害の歴史を振り返り、現在の大気保全行政の礎が形成された過程について理解を深め、今後の施策検討に資する。 2.0
- *③ 環境大気常時監視（自動車排ガスを含む）
我が国の大気環境保全に係る法制度及び施策等を概観し、道路交通に起因する大気汚染を含めた、我が国の大気環境保全行政を取り巻く現状と今後の課題を理解する。 1.5
- *④ 大気汚染と健康影響（微小粒子状物質に重点をおいて）
微小粒子状物質をはじめとする様々な大気汚染物質が人の健康に与える影響について理解を深める。 2.0

II 重要な個別課題への対応手法を理解する。

- ⑤ 石綿問題の歴史と規制概要
石綿問題の歴史・経緯を把握するとともに、石綿の規制について理解を深める。 1.5
- ⑥ 建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止対策（施工・管理）
建築物の解体等工事に係る石綿飛散防止対策のうち、具体的な作業施工方法及び作業進捗管理について理解を深める。 1.5
- *⑦ 建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止対策（漏洩監視）
建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止対策のうち、集じん・排気装置の漏洩監視等について理解を深める。 2.0
- ⑧ 建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止対策（事前調査）講義
建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止対策のうち、解体等工事の事前調査について理解を深める。 1.25
- ⑨ 建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止対策（事前調査）実地見学
建築物等の解体等工事に係る石綿飛散防止対策のうち、解体等工事の事前調査について実地見学を行うことで今後の業務に資する。 3.0

III 具体的な取組事例を知る。

- *⑩ 地方公共団体による取組事例
激甚な大気汚染を克服した北九州市の取組状況を知る。 1.5
- ⑪ 四日市公害から学ぶ
過去の公害事例から、大気汚染に対する具体的な取組を学ぶ。 1.5

IV 知識の定着と問題解決能力の向上を図る。

- ⑫ 行政事例研究及び全体発表
研修生において作成した大気環境行政に係る行政事例をもとに、グループによる討議を行い、事例における問題等について理解を深め、問題解決の方向を探ることを通じて当該分野における対策への理解を深めるとともに、相互の啓発と交流を図ることで今後の業務に資する。 8.5
- ⑬ その他（開・閉講式、オリエンテーション 等） 0.75

(注)

- 教科内容は、都合により一部変更になることがあります。
- 開講式は10時00分より行いますので、9時30分までに入所してください。
- 閉講式は15時45分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- 帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。